職員配置・育成

(1)職員の確保、配置及び育成

◆職員は支援センターの『顔』であり、職員の対応如何によっては、利用者にとって生活のみならず病状に多大な影響を及ぼすことになります。職員の採用及び育成には細心の注意を払うよう心がけています。
◆また職員が継続して勤務することが出来るよう管理者が配慮し、職場の人間関係等にも常に目を向け、職員間に問題がある時は迅速に対処します。
◆職員の配置は、利用者への支援を第一に考えた人選をし、適切に配置します。
◆職員の知識・資質の向上は、利用者への支援に直結することとして人材育成の為の適切な措置を講じていきます。

1．職員の確保（採用）・職員配置

●職員の確保

①職員の採用は、応募申込時から「支援センターの職員として想定」した意識をもって応募申込の電話連絡の応対から採用基準としています。

②書類選考の上面接を実施し、以下の基準及び経験・資格を考慮し、適正を審査します。

・知識や経験に捉われず、誰とでも優しく接することが出来るか
・障害の有無、年齢、性別に拘わらず、同じ態度で接することが出来るか
・福祉の仕事に対して向上心があるか
・チームという意識を持ち、他職員、また他機関職員との協調性があるか
・容姿・身だしなみ・言葉遣い・態度
・仕事に対する「やる気」が見られるか
・ストレスをため込まず、他職員に相談することが出来るか
・自分の言動や行動を振り返って反省することが出来るか　etc

③利用者への配慮や関わり方などを十分考慮し、採用職員は若年層から人生経験豊富な年齢といった幅広い年齢層や性別のバランス考えて配置します。
また、多くの福祉大学や福祉専門学校との交流があり、学校からの実習生や新卒学生等も人材の視野に入れています。

④採用後は、新任職員が「孤立」しないよう他職員が配慮し、支援センター職員としての自覚を徐々に養うと共に、既存職員の人材育成力も高めます。

⑤職員の入れ替わりは利用者にとって、気持が乱れる原因にもなりかねないので、継続して勤務していけるよう定期的に管理者、主任相談員との面接を実施し、職員及び管理等に問題がある場合は、迅速に対処します。

≪職員の福利厚生≫
①横浜市社会福祉協議会『年金共済事業』に加盟します
②職員健康診断及びインフルエンザ等の感染症対策として予防接種（横浜病院）

法人名	財団法人 紫雲会

●法人としての職員配置

当法人は前述の通り、医療施設・精神障害者生活訓練施設・グループホーム・生活支援センターと精神障害に於ける多種多様の施設を運営しています。職員個々の適材適所を考慮し、適切に配置することが出来ます。

医療施設には、診療部の他「地域医療連携室」「作業療法科」「デイケア」「薬剤部」を有し、日々の治療と同時に精神障害者の地域生活と社会復帰を目指しリハビリを行っています。

上記から解るように、当法人は精神科の医療及び福祉に関するスペシャリストの法人団体であると言えます。

このように、法人内での豊かな人材を状況に応じて適切にローテーションをすることで、生活支援センターにとって強力な職員配置が可能になると考えています。

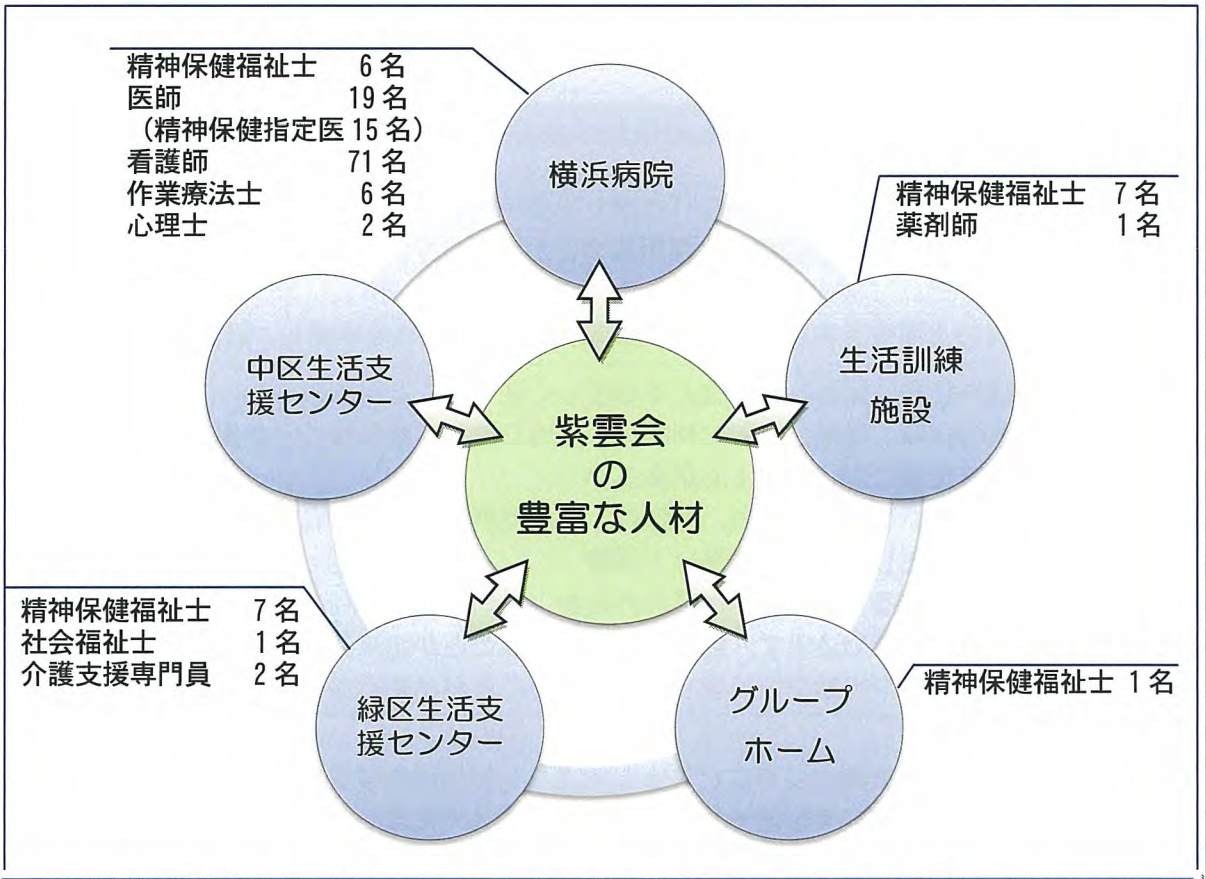

紫雲会の豊富な人材からローテーションによる協力な職員体制の実現
≪Dr：19名 Ns：71名 PSW：21名 OT:6名 心理士：2名 他≫

●中区生活支援センターの職員配置

中区生活支援センターの職員は、法人内の豊富な人材から経験と実績等を考慮した上で、所長以下ベテラン職員を既存の緑区生活支援ター及び他施設より複数名配置し、併せて新任職員及び嘱託医、調理員を加え、中区生活支援センターが開所から適正に運営することが出来る職員体制をとります。

法人名	財団法人 紫雲会

様式２－５

中区生活支援センターの職員配置			
役職	業務内容	備考	人数
所長	業務全体統括・管理運営	経験 15 年・PSW	1 名
主任	業務主任・職員育成・主任相談員	PSW	1 名
主任	主任アシスタント（専任）	経験 5 年以上・PSW	1 名
常勤職員	相談員・生活指導員		2 名
	相談員・地域移行・地域定着支援担当	センターと兼任	1 名
非常勤職員	相談員・自立生活アシスタント担当	センターと兼任	1 名
	相談員・生活指導員		2 名
	地域移行・地域定着と自アシ兼任	兼任	1 名
アルバイト	相談員・生活指導員		1 名
嘱託医	嘱託医相談	月 4 回	
調理員	調理アルバイト	毎日 2 名ずつ	

①全支援センター職員…所長 1 名＋常勤 5 名＋非常勤 4 名＋アルバイト 1 名　計 11 名
②地域移行・地域定着支援事業（自立支援員）…2 名（兼任）
③自立生活アシスタント…専任 1 名＋兼任 2 名　計 3 名
④嘱託医…月 4 回の換算で、中区内及び法人内精神科医師 2 名程度
（場合によっては、内科医の嘱託も検討します）
⑤調理員…1 日 2 名の調理アルバイトを検討
★状況に応じて、横浜市健康福祉局及び法人で協議の上、常勤と非常勤の人数変更

●中区生活支援センターの業務分担

・勤務体制は日勤 3 名以上、遅番勤務 3 名以上によるローテーション勤務とします。
・職員個々の資質、経験等を考慮しながら、センター業務、地域移行・地域定着支援事業、自立生活アシスタント事業の職員の業務の分担を検討していきます。
☆地域移行・地域定着支援事業の担当職員は、対象者との個別対応が支援の要となる特質を考慮し、極力専任に近い体制を整備します。
☆自立生活アシスタントの担当職員は、対象者の多様なニーズに応えられる感性豊かな職員や対象者に応じた性別等を考慮した職員配置を検討します。

・プログラムやイベント等の自主事業の業務分担については、年度末に次年度の年間イベントの担当を決め、また毎月 1 回プログラムの担当を決めます。担当職員には計画書・予算書・報告書・決算書の提出を義務付け、内容や費用等の検討を行います。
☆担当職員一人ひとりが過大な負担にならないよう全職員がフォローする体制等を配慮し分担します。

法人名	財団法人 紫雲会

２．職員の育成

●職員の育成に対する考え方

職員の育成に対しては、管理者以下全ての職員が一致した考え方を根底に置きながら、職員一人ひとりが自分自身の成長と他職員の育成とを意識していなければならないと考えています。

特に管理者や主任職員は、他職員個々の資質や知識、経験等を常に把握し、適切な時期に適切な人材育成に対する方策を講じる必要があります。

☆中区生活支援センターの管理者（所長）及び主任職員は、スーパーバイザーとして常に他職員の勤務状況や心身の状態などを冷静に捉え、判断することが出来るよう職員育成を念頭に管理をします。

また、スーパーバイズされる職員自身も自分の知識や資質を振り返り、「自分が育つ」という意識を持って進んで助言・指導を求めることが出来る職員であるべきと考えます。

●職員の研修

①外部研修

職員の研修は、利用者への支援を行う指導員、相談員としての資質・知識向上を図る為には必要不可欠であると考えています。研修は職務形態を問わず、職員個々の経験や知識等を考慮し、必要な時期に必要な研修を受講することが出来るよう配慮します。

新任職員には、『新人職員研修』の受講、また相談員として相談支援事業に不可欠と思われる『相談支援事業従事者（初任者・現任）研修』については、原則全職員の受講を義務付けます。

中区生活支援センターで受講を検討している主な研修（外部）	
研 修 名	対象職員
新人職員研修（センター連絡会研修委員会・市精連）	新任職員全員
中堅職員研修（センター連絡会研修委員会）	経験３年以上職員
相談支援従事者初任者研修	全職員
相談支援従事者現任研修	相談支援従事者初任者研修受講者
地域移行・地域定着支援に関する研修	担当職員・コーディネーター職員
自立生活アシスタントに関する研修	担当職員・コーディネーター職員
電話相談研修（こころの相談センター）	担当職員・他必要な職員
事例検討研修（厚生相談所）	担当職員・他必要な職員
自殺対策研修・依存症対策（横浜市・中区）	担当職員・他必要な職員
新しい施策・制度等に関する研修	所長・主任
個人情報保護研修（外部）	全職員
成年後見制度研修（外部）	全職員
※他、必要とされる研修については、適宜受講を検討します	

②センター内部研修

月１回支援センターの休館日に全職員参加の職員全体会議を実施し、その一環として、センター業務に必要な研修・勉強会を実施します。

その際、支援センター職員のみならず地域活動支援センター（地域作業所）やグループホーム職員、区福祉保健センター職員、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ職員、他障害施設職員等に研修の実施を周知し参加を促し、必要な情報を連携によって共有していきます。

※緑区生活支援センターで今まで実施した『研修会・勉強会』を参考に、更に精査し必要な研修、或いは、新たな研修を考察し実施します。

中区生活支援センターで実施を考えている内部研修	
研修名	依頼講師
個人情報研修（毎年１回）	支援センター所長、他障害施設職員
相談支援事業研修	支援センター職員他
地域移行・地域定着支援講習	支援センターコーディネーター、担当職員
自立生活アシスタント研修	支援センターコーディネーター、担当職員
病院相談室ＰＳＷ研修	横浜病院相談室職員
発達障害者研修	発達障害者支援センター職員
知的障害者研修	地域活動ホーム職員他
高次脳機能障害研修	高次脳機能障害者センター職員
高齢者介護保険制度研修	地域ケアプラザ職員
認知症研修	地域ケアプラザ職員、認知症グループホーム職員
権利擁護研修	中区社協あんしんセンター職員
成年後見制度研修	中区福祉保健センター
法テラス研修	法テラス職員
生活保護法研修	中区福祉保健センター保護担当
自殺対策研修	こころの健康相談センター
※内部研修会はその時期やその状況に応じて適切且つ必要な議題を考察し実施します	

外部研修は必要な研修を必要な時期に受講し、
支援センター内研修は、タイムリーに計画実施します。

法人名	財団法人 紫雲会

様式２－５

(2)組織図（法人）

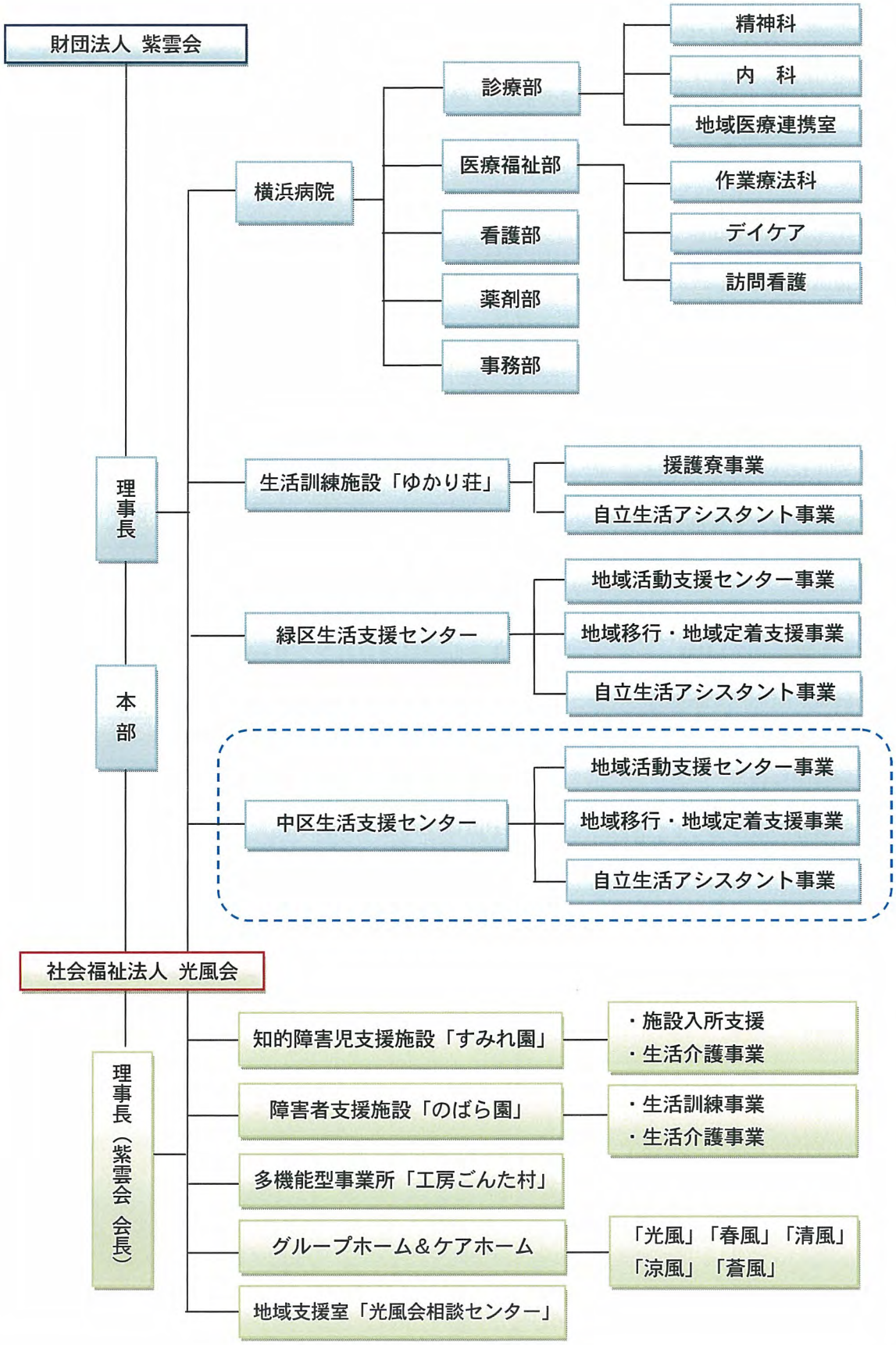

法人名	財団法人 紫雲会

様式２－５

(2)組織図（中区生活支援センター）

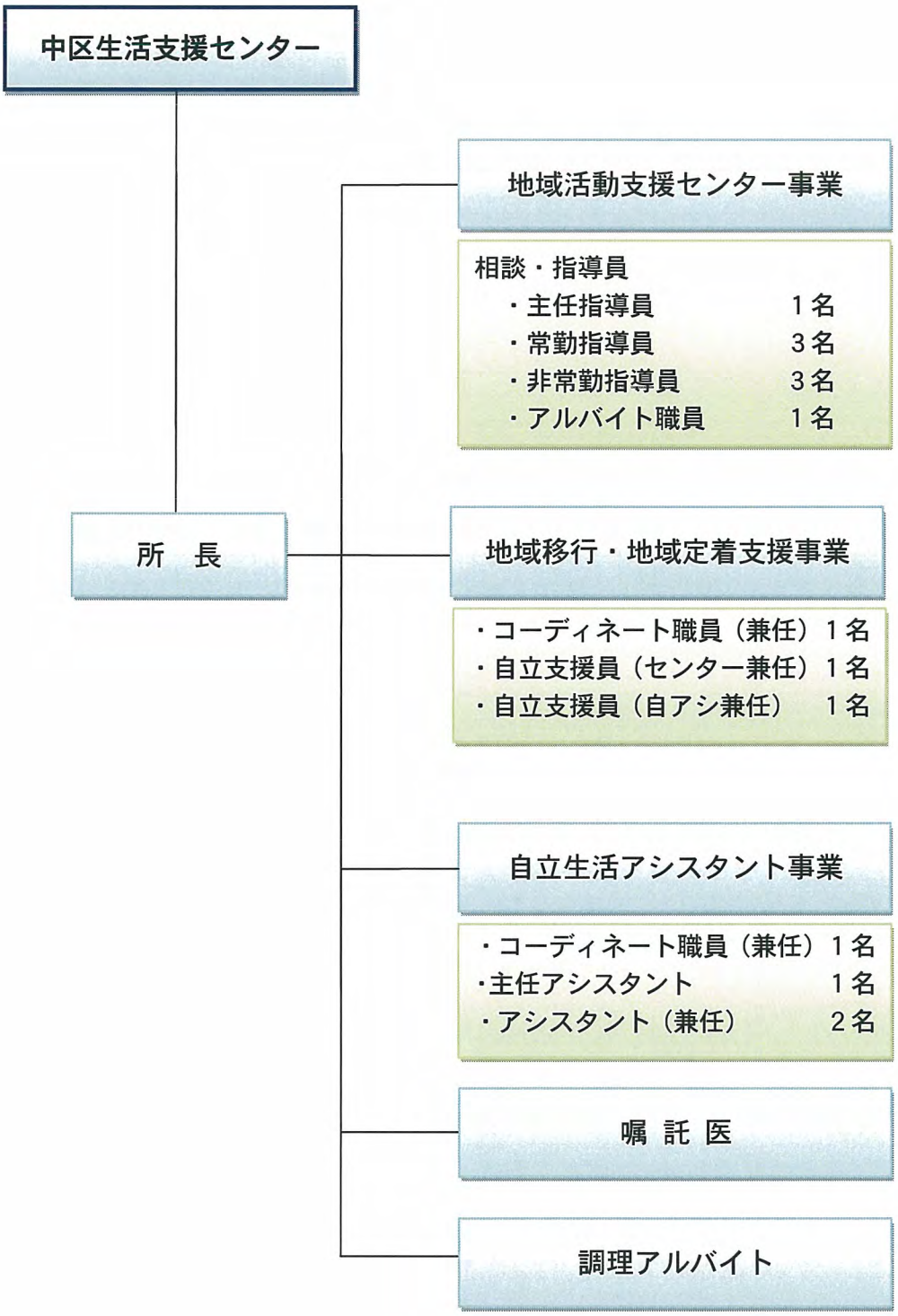

法人名	財団法人 紫雲会